



令和5年12月22日
鉄道局都市鉄道政策課

大阪メトロ・中央線の延伸運行に係る 第二種鉄道事業許可について

～大阪・関西万博や大阪IRの予定地である夢洲まで
大阪メトロ・中央線が延伸運行することでアクセス利便性が向上します～

国土交通大臣は、大阪メトロによる中央線（コスモスクエア～夢洲間）の第二種鉄道事業許可申請について、本日付けで許可しました。

大阪メトロ（大阪市高速電気軌道株式会社）から申請のあった鉄道事業法第3条に基づく第二種鉄道事業許可申請^{*}について、本日（令和5年12月22日）付けで許可しました。

※株式会社大阪港トランスポートシステムの第一種鉄道事業許可路線である北港テクノポート線のコスモスクエア～夢洲間を、大阪メトロが中央線として使用する第二種鉄道事業の許可に係る申請（概要資料は別紙のとおり）。

<参考>

（第一種鉄道事業）

自らが鉄道線路を敷設し、旅客等の運送を行う事業（第二種鉄道事業者に鉄道線路を使用させることも可能）

（第二種鉄道事業）

自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して旅客等の運送を行う事業

<問い合わせ先>

鉄道局都市鉄道政策課企画調整官 高相

TEL 03-5253-8111（内線 40402）

03-5253-8536

別紙(第二種鉄道事業許可申請の概要)

①第二種鉄道事業区間(約3.2km)【今回許可申請】

- ・大阪メトロ(大阪市高速電気軌道(株))による中央線延伸運行区間
※ 整備実施中の第一種鉄道事業区間(下記②)に合わせて
令和6年度末に開業し、既存の中央線に直通

②第一種鉄道事業区間(約7.5km)【事業許可済】

- ・(株)大阪港トランスポートシステムによる北港テクノポート線整備区間
※ コスモスクエア～夢洲:整備実施中(令和6年度末開業予定)
夢洲～新桜島(仮称):整備休止中

